

CONTENTS

- ・入所のご挨拶「株式報酬制度について」
弁護士 金 永志
- ・TOPIC スタートアップ法務「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」増補版に関する概要と若干のコメント
弁護士 柳 勝久 弁護士 前野 陽平
- ・堂島国際部門だより「中国不正競争防止法の主要改正点と日系企業への実務的影響」
弁護士 王 宣麟
- ・TOPIC 危機管理「他社の不祥事調査報告書を教材としたコンプライアンス研修のすすめ」
弁護士 横瀬 大輝
- ・堂島法律事務所ウェビナーのご案内
- ・近時の実務話題&裁判例レビュー
弁護士 大川 治

入所のご挨拶

株式報酬制度について



弁護士 金 永志

本年1月、堂島法律事務所東京事務所に入所いたしました、金永志（きむよんじ）と申します。誌面をお借りして、謹んでご挨拶申し上げます。

私は2022年の弁護士登録以来、前事務所にて企業法務及び金融法務を中心に実務経験を積んでまいりました。また、その過程で国内大手証券会社への出向も経験し、金融実務の現場にも身を置いてまいりました。この度、貴重なご縁に恵まれ当事務所の一員となれましたことを、大変光栄に存じます。

以下では、出向期間中に私が深く関与いたしました「株式報酬制度」についてご紹介します。本テーマを通じて、私の実務経験の一端をお伝えできれば幸いです。

1 株式報酬の意義

株式報酬は、役職員が株主価値を共有することで、企業価値（株価）向上のためのインセンティブを持つことにその意義があります。株式報酬には、主に、値上がり益を期待するストックオプション制度と、株式自体を報酬とするいわゆるフルバリュー型の現物株式報酬制度があります。前者は、上場後の成長を見込んだ上場前の企業に、後者は、中長期的な企業価値（株価）の向上を目指す上場後の企業に、多く活用されています。現物株式報酬制度としては、例えば、下表のようなスキームが実務上用いられています。以下では、現物株式報酬制度のなかでも特に多くの上場企業で導入されている、リストラクテッド・ストック（RS）について、紹介させていただきます。

なお、ストックオプション制度の実務上の論点については、当事務所の柳勝久弁護士が執筆した『スタートアップの成長に向けたインセンティブ報酬ガイダンスー人材獲得のためのストックオプション活用術ー』の公表（[当ニュースレター Vol.49](#)）にて解説されていますので、本稿と併せて適宜ご参照いただければと思います。

種類	内容
リストラクテッド・ストック (RS)	一定期間、譲渡制限が付与された現物株式を役職員に交付するもの。
リストラクテッド・ストック・ユニット (RSU)	あらかじめ交付株式数を定め、一定期間経過後にその株式を役職員に交付するもの。株式の交付にあたっては、まず一定の譲渡制限付株式を、ユニットと呼ばれる一定の単位で付与し、そのユニットには、一定の仮想的な譲渡制限期間を設定し、その譲渡制限期間終了後に株式を交付する。
パフォーマンス・シェア (PS)	事前に譲渡制限付株式を交付し、中長期の業績目標の達成度合いに応じて、株式の譲渡制限を解除するもの。
パフォーマンス・シェア・ユニット (PSU)	中長期の業績目標の達成度合いに応じて、株式を事後的に交付するもの。
株式交付信託 (株式給付信託)	会社が金銭を信託に拠出し、その資金を元に市場等から株式を取得する方法で信託が株式を取得し、一定期間経過後に役職員に株式を交付するもの。

2 RS 導入における実務上の留意点

RS の制度内容としては、一定期間（又は退職までの間）株式の譲渡を制限し（以下当該期間を「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限期間（又は1年等の別途定める期間）中の会社への在籍を条件に、譲渡制限期間終了後に譲渡制限を解除する（譲渡制限期間中の退任退職については、一部又は全部のRSを没収する）仕組みとするのが一般的です。このような制度設計により、対象役職員に対し、会社へのリテンション効果（転職防止）を持たせつつ、株主価値を共有することで、中長期的な企業価値（株価）の向上を促すインセンティブを付与します。また、RSは、役職員の役務提供の対価として交付されるものであるため、一定の譲渡制限期間及び無償取得（没収）事由が定められることで、「特定譲渡制限付株式」として、譲渡制限解除時まで課税がされないこと（課税の繰延べ）が認められており（所得税法施行令84条1項¹）、このような税制上の優遇措置も、RSが広く導入される理由の一つとされています。

このように、多くのメリットが見込まれるRSですが、その導入・運用に当たっては、法制及び税制上の論点に留意が必要です。以下、上場企業においてRSを導入し運用する場合を想定し、特に留意すべき論点について、説明いたします。

(1) 報酬規制と議決権行使助言機関について（役員向けRS）

役員向けRSについては、株主総会において、報酬枠を取得するための報酬決議を経て（会社法361条1項1号・3号・5号イ）、対象役員にRSを交付することになります。具体的には、報酬決議において制度内容の大枠を定め、RSのための報酬枠を取得した後、取締役会でRS交付のための新株発行又は自己株式処分²の決議を経て、制度内容の詳細を規定した割当契約書を対象役員と締結することで、RSを対象役員に交付するこ

とが一般的です。

報酬決議については、議決権行使助言機関であるISSが、原則として賛成を推奨しない事例として、「提案されているストックオプションや株式報酬と発行済ストックオプション残高を合計した希薄化が、成熟企業で5%、成長企業で10%を超える場合」などを掲げています²。そのため、報酬決議を経るときは、株主構成にもよりますが、株式の上限数を調整するなどして、上記のような事例に該当することがないように留意する必要があります。

(2) 損金算入について（役員向けRS）

役員向けRSは、通常は事前確定届出給与（法人税法34条1項2号）として、損金算入が可能です³。この点、事前確定届出書を提出することなく損金算入するためには、職務執行開始日（原則、定時株主総会の日）から1か月を経過する日までに株主総会等（株主総会の委任を受けた取締役会を含む。）の決議により取締役個人別のRSの数等について定め、その決議の日からさらに1か月を経過する日までに、その職務につきRSを交付することが求められます（同法施行令69条3項1号。いわゆる「1か月・1か月要件」⁴）。そのため、株主総会で報酬決議を行い、取締役会でRS交付のための新株発行又は自己株式処分を行う場合は、1か月・1か月要件に留意して、スケジュールを策定する必要があります。

(3) 賃金通貨払いの原則について（従業員向けRS）

従業員向けRSについては、役員と異なり報酬決議が不要であるため、社内規程などによりその制度内容を規定することで、RSを導入することが一般的です。その際は、RSの交付が「賃金通貨払いの原則」（労働基準法24条）に抵触することがないよう、(a)通貨による賃金等（退職金等の支給が期待されている貨幣賃金を含む。以下同じです。）を減額することなく付加的に付与されるものであること、(b)労働契約や就業規

則において賃金等として支給されるものとされていないこと、
(c) 通貨による賃金等の額を合算した水準とスキーム導入時点の株価を比較して、労働の対償全体の中で、前者が労働者が受ける利益の主たるものであることの3要件を満たすよう設計する必要があります。そのため、従来から金銭で支払っている給料の代替として付与することはできず、また、就業規則等に「賃金として株式を給付する」と定めることがないよう、留意する必要があります。⁵

(4) インサイダー取引規制について（役員及び従業員向けRS）

RSの交付に当たっては、(i)RS交付のための新株発行又は自己株式処分それ自身が「重要事実」（インサイダー情報）に、また、(ii)RS交付のための自己株式処分が「売買等」に該当しうるため、インサイダー取引規制に留意して運用する必要があります。

まず、(i)については、上場企業の業務執行を決定する機関が、RS交付のための新株発行又は自己株式処分を行うことについての決定をしたことは、希薄化率が1%未満又は価額の総額が1億円未満であると見込まれない限り、「重要事実」（金融商品取引法166条2項1号イ、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令49条1項1号ハ）に該当します。この場合、公表前の役職員への伝達を控えるか、その時点における株式報酬の総額又は上限額につき合理的に見込まれた額を公表するなどして、インサイダー情報を適切に管理する必要があります。

次に、(ii)については、RSを自己株式処分の方法で交付する場合、インサイダー取引規制における「売買等」（金融商品取引法166条1項）に該当します。この点、インサイダー取引規制は、上場企業の内部情報を知り得る特別の立場にある者が、当該情報を知り得ない一般の投資家と比べて著しく有利な立場で取引を行い、市場の公正性・健全性を害することを防止することを目的とすることから、仮にRSの自己株式処分時点で上場企業側に未公表の「重要事実」があったとしても、当該「重要事実」と無関係に行われたことが明らかであれば、インサイダー取引規制違反にはならないと解されず（金融商品取引法166条6項12号）。そして、一般的な内容のRS交付のための自己株式処分であれば、株式報酬の一種として行われるものであり、また、譲渡制限も付されていることから、「重要事実」と無関係に行われたと解されます。そのため、一般的なRSを導入するのであれば問題ないものの、一般的でないRSを導入し自己株式処分の方法で交付する場合には、当該自己株式処分の時点で未公表の「重要事実」がない状態にする等の対応が必要となります。

(5) 届出前勧誘規制及び待機期間について（役員及び従業員向けRS）

RS交付のための新株発行又は自己株式処分に当たり、有価証券届出書（総額が1億円以上）又は有価証券通知書（総額

が1千万円超1億円未満）の提出を要する場合には、その提出前の「勧誘」が禁止されます（金融商品取引法4条1項本文・6項本文）。そのため、新たにRSを導入するに当たり、有価証券届出書又は有価証券通知書の提出前にその制度内容を役職員に説明する場合には、「勧誘」に該当しない程度の説明にとどめる必要があります。また、有価証券届出書を提出する場合、有価証券届出書を受領した日から原則として15日を経過した日に、その効力を生ずることとされているため（金融商品取引法8条1項）、その効力発生前に対象役職員にRSを取得させてはならない（金融商品取引法15条1項。例えば、その効力発生前に対象役職員とRS割当契約を締結してはならない）ことにも、注意が必要です。

もっとも、総額が1億円以上又は1億円未満1千万円超の場合でも、有価証券届出書及び有価証券通知書の提出不要の特例要件（金融商品取引法4条1項1号、同法施行令2条の12第1号。以下「特例要件」といいます。）を満たすことで、有価証券届出書又は有価証券通知書の提出を不要とすることが可能です（なお、1億円以上の場合は別途臨時報告書の提出が必要となります。金融商品取引法24条の5第4項、企業内容等の開示に関する内閣府令19条2項2号の2）。この場合、届出前勧誘規制の適用はなく、また、待機期間の適用もありません。特例要件とは、①発行会社等（発行会社又は発行会社が経営を支配している会社等）の取締役等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人）を相手方として金融商品取引所に上場されている株券等の取得又は売付け勧誘等を行う場合であって、②取締役等が交付を受けることとなる日の属する事業年度に係る発行会社の有価証券報告書（当該交付日が発行会社の事業年度開始後6月以内の日である場合にあっては、当該事業年度に係る発行会社の半期報告書）が提出されるまで譲渡が禁止される旨の制限が付されていることをいいます（但し、当該期限内であっても、死亡その他正当な理由による退任又は退職や組織再編等により譲渡制限が解除されることは認められます（金融庁「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」4-2-3）。）。

なお、令和5年12月、金融庁により特例要件の解釈が明確化されたこともあり¹²、本稿執筆時点においては、RSを導入する上場企業のほとんどが特例要件を利用していると思われ、本論点が問題となる場面は限定的なものとなりました。

3 さいごに

以上、株式報酬制度の中でも特に上場企業で導入事例の多いRSについて、実務上の留意点を中心に解説いたしました。

証券会社への出向時には、金商法改正等に関する当局との意見交換に参加する機会にも恵まれました。そこでは、実務家としての視座のみならず、規制当局側の視点からも多角的に法的課題を検討するという、代えがたい経験を得ることが

できました。今後もこれらの経験を糧に、法律の専門家としての視点と、ビジネスの現場感覚の双方を大切に、皆様にとって最良のリーガルサービスを提供できるよう、研鑽を積んでまいります。

(注)

- 1 経済産業省『攻めの経営』を促す役員報酬～企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引～(2023年3月時点版)』55-57頁参照。<https://www.meti.go.jp/presse/2022/03/20230331008/20230331008.pdf>
- 2 ISS「2026年版 日本向け議決権行使助言基準」25頁参照。[Japan-Voting-Guidelines-Japanese.pdf](https://www.iss.co.jp/press/2023/03/20230331008/20230331008.pdf)
- 3 従業員に対するRSは、原則として損金算入が可能です。
- 4 経済産業省・前掲注1・60-61頁参照。
- 5 経済産業省・前掲注1・100-102頁参照。
- 6 割当日の直前の事業年度末日又は株式分割等の効力発生日のうち最も遅い日における発行済株式(自己株式を除く)の総数を分母、株式報酬の総数を分子として算出します。
- 7 金融庁「インサイダー取引規制に関するQ&A」応用編(問7)参照。<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20240927/03.pdf>
- 8 金融庁「インサイダー取引規制に関するQ&A」応用編(問8)参照。https://www.fsa.go.jp/news/r5/shouken/20240419/240419insider_qa.pdf
- 9 鎌田航ほか「インサイダー取引規制に関するQ&A『応用編(問6～8)』の解説」旬刊商事法務2349号・15-16頁参照。
- 10 金融庁・前掲注8によれば、一般的な内容のRSとしては、譲渡制限期間が3～5年といった確定期間又は任期(通常は1年以上)の満了までとされており、かつ、所定の期間勤務を継続しなければ会社が無償取得することとされている場合が想定されています。
- 11 経済産業省・前掲注1・104頁参照。
- 12 金融庁『企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)』の改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」参照。<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20231226/20231226.html>

TOPIC スタートアップ法務

「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」増補版に関する概要と若干のコメント

弁護士 柳 勝久



弁護士 前野 陽平



1 はじめに

平成30年、経済産業省より、適切なスタートアップ投資の促進を図ることを目的として、「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」が策定され、令和4年、同ガイドラインは改訂されました。

近年、スタートアップの裾野は格段に広がり、グローバルに大きな成長を遂げているスタートアップも誕生し始めていますが、今後は、ユニコーン企業等の大きく成長するスタートアップの創出(=「高さ」の創出)と、裾野の拡大の「継続」に向けて注力することが重要といえます。そこで、「高さ」のあるスタートアップの創出と、裾野の拡大の「継続」を目的として、令和7年9月、同ガイドラインをアップデートする形で、同ガイドラインの増補版が策定されました(以下、当該増補版を「本ガイドライン」といいます。²)。

本ガイドラインは、スタートアップを取り巻く実務に重要な影響を与えるものと考えられますので、本稿では、本ガイドラインの概要を説明するとともに、若干のコメントを加えたいと思います。

2 本ガイドラインの概要

(1) 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、大きく、以下の二つの内容から構成されています。

- ①スタートアップの成長のためのガバナンス体制の在り方³
- ②ガバナンス体制の成長に応じた投資契約の在り方⁴

以下、それぞれの概要を説明します。

(2) スタートアップの成長のためのガバナンス体制の在り方

ア ガバナンスとは

グローバルに「高さ」のある成長を目指し、海外投資家からの投資を受けることを見据える場合には、スタートアップ自体の成長が必要であり、かつ、グローバルスタンダードに引けを取らないガバナンス体制を構築することが重要となります。

ここで、ガバナンスと聞くと、上場要件を満たすこと、あるいは、不祥事を防止することだけを目的とした形式的な会社体制を思い浮かべる方も少なくないかもしれません。しかしながら、これは誤りであり、本来的なガバナンスとは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を究極的な目的とした、会社が透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みのことを意味します。

イ ガバナンス構築の基本的な考え方

ガバナンス構築のための基本的な考え方は、①所有と経営の分離、及び、②監督と執行の分離の二つです。①所有と経営の分離とは、会社の所有者たる株主が経営者（CEO・取締役）に会社の経営を委任することで、会社経営の効率化を図る仕組みをいい、②監督と執行の分離とは、監督機関（取締役会）がCEOを含む執行者の選任・解任を行うことにより、執行機関（CEO・執行役員等）を強化することで、企業価値の向上を実現する仕組みをいいます。

ウ スタートアップの特徴に合ったガバナンスの構築

ガバナンス構築の基本的な考え方は上記イのとおりですが、もとよりガバナンスは画一的なものではなく、会社毎、フェーズ毎に最適なガバナンスを構築することが重要です。そして、スタートアップは、爆発的な成長が期待されており、創業後の初期段階では、創業者による株主かつ経営者としての大胆かつ迅速な意思決定が重要視されます。そのため、創業後の初期段階においては、「所有と経営の分離」や「監督と執行の分離」といった仕組みの重要性は相対的に低く、むしろ、大胆かつ迅速な意思決定を可能ならしめるガバナンスが重要となります。しかしながら、その後、VCによる資金調達、事業の多角化、海外展開、M&Aによる事業拡大等というようにフェーズが進むにつれて、当然、各フェーズに適したガバナンスが要求されるようになります。

スタートアップの成長環境が成熟しているアメリカでは、企業の成長・資金調達のシリーズが進むと、経営株主の持株比率が大きく減少し、経営者（CEO）自体も交代していく傾向にあります。こうした観点も踏まえ、本ガイドラインでは、「高さ」のある成長を目指すスタートアップにとっては、取締役会を中心としたガバナンスの構造を検討することが重要であって、取締役会は、CEOの選定・解職を含めて、経営環境の変化に応じた執行体制の監督（モニタリング）をすることで、スタートアップの持続的な成長を支える役割を担うことが期

待されると指摘されています。

エ コメント

とりわけIPOを目指すスタートアップにおいては、フェーズ毎のガバナンス構築それ自体は意識しているのが通常だと思われませんが、本ガイドラインにおいても指摘されているように、IPOに必要なからという形式的な理由だけでガバナンス構築を行っており（いわば外形だけを整えており）、ガバナンスの意味を真に理解しているスタートアップは多くはないだろうというのが実務的な感覚です。VC等の出資者はもちろんのこと、スタートアップ自身がガバナンスの意味を真に理解することで初めて、「高さ」のある成長が実現できると考えられます。

(3) ガバナンス体制の成長に応じた投資契約の在り方

前記のとおり、スタートアップの成長に応じて、ガバナンス体制の在り方もアップデートすべきですが、それと同様に、スタートアップの成長及びガバナンス体制の成長に応じて、投資契約の実務（投資契約、株主間契約、財産契約の内容）もアップデートすることが重要です。

ア 事前承認事項

定めの内容	会社はその運営に関して一定の事項を行う場合に、投資家の事前の同意を必要とする旨の定め（拒否権条項とも呼ばれる）
交渉における考え方	投資家の権利・利益を保護する機能を有するが、事前承認事項が多岐にわたる場合、発行会社の迅速な意思決定による運営の妨げとなるおそれがあり、また、スタートアップと投資家の双方の事務上の負担が増えるため、各項目の必要性について経営者・投資家間で十分に吟味した上で事前承認事項を設定すべき
方向性	会社の性質、ガバナンスや事業の進捗等に応じて、経営者・投資家間の対話を通じて適時に調整・決定されるべき。例えば、社外取締役を含む取締役会が設置される等、発行会社のガバナンスが一定向上したフェーズでは、事前承認事項を、持株比率維持や発行会社の存続にかかる事項等の特に重要な事項に限定すること等が想定される。
コメント	事前承認事項については、実務上、主要な交渉事項の一つになることが珍しくありません。投資家においても、スタートアップと投資家の双方の利益になるよう、スタートアップ・ガバナンス体制の成長に応じて、柔軟な対応が求められるということが出来ます。

イ 株式買取請求権

定めの内容	発行会社（又は経営株主）が契約上の義務に違反した場合に、投資家が発行会社（又は経営株主）に対して当該投資家の株式の買取を請求できる旨の定め
-------	---

交渉における考え方	<ul style="list-style-type: none"> 発行会社側の経営・事業遂行の体制等により当事者間で交渉・調整されるのが原則である。 但し、株式買取請求権は、発行会社側に対して多額の負担を強い、かつ、他の投資家に対する影響も大きいと、安易な行使は望ましくなく、基本的にその設定・内容については抑制的に考えるべき。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 株式買取請求権を設定しない。 株式買取請求権を設定する場合、トリガーとなる重大な契約違反や表明保証違反を明確化して規定するとともに、株式買取請求の対象から経営株主個人を除く。
コメント	<p>実務上、株式買取請求権が設定されることは極めて一般的ですので、本ガイドラインの公表によって、株式買取請求権が設定されないという実務慣行が直ちに定着する可能性は高くはないだろうと予想されます。もっとも、今後は少なくとも、株式買取請求権を設定することの当否自体が交渉事項となり、かつ、交渉の結果として設定することになった場合であっても、そのトリガー事由の内容等が厳格に吟味されることになるであろうと考えられ、このような実務慣行の見直しは望ましいものといえます。</p>

ウ 表明保証の主体

定めの内容	発行会社（及び経営株主）が一定時点における一定の事項が真実かつ正確であることを表明し、その表明した内容を保証する旨の定め
交渉における考え方	<ul style="list-style-type: none"> 表明保証の目的は、投資家による投資判断のためのDDを補完する点にあり、投資家はDDを通じて確認された事項を前提に会社のバリュエーションを評価して投資判断をすることになるため、基本的には、発行会社が自社に関する事項について表明保証をしていれば足りる。 もっとも、スタートアップについては会社の基盤が経営株主個人と密接に関係している場合もあるので、表明保証の主体については、会社の体制や事業の性質及びそれに基づく経営株主の位置づけに応じて、交渉・調整されるべきである。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 表明保証の主体（投資契約の当事者）から経営株主個人を除く。 但し、反社会的勢力との関係等、経営株主個人の重要な事項については、別途サイドレター等を締結し、その中で経営株主個人に表明保証させることには合理性がある。

コメント	本ガイドラインでも指摘されているとおり、創業の初期段階においては法人と個人が明確に区別されていないことが多いと、本ガイドラインの公表によって、表明保証の主体から経営株主個人を除くという実務慣行が直ちに定着する可能性は高くはないだろうと考えられます。もっとも、本ガイドラインの指摘を踏まえて、少なくとも、スタートアップの成長等に合わせて表明保証の対象から外す、表明保証の対象を限定的にする、等といった実務慣行の見直しが期待されます。
------	---

エ 補償責任の主体

定めの内容	発行会社（又は経営株主）が契約上の義務に違反した場合に、投資家が発行会社（又は経営株主）に対して損害の賠償又は損失の補償を請求できる旨の定め
交渉における考え方	<ul style="list-style-type: none"> 経営株主が取締役を務める場合、会社に対して善管注意義務及び忠実義務に基づく損害賠償責任を負うし、業務執行とは無関係に行われる背信的な行為に対しては、民法上の不法行為責任を追及することも可能。他方、法令等によって当然責任が発生する場合でも、契約上明確にその責任を課すこと自体は、著しく不合理というわけではない。 しかし、発行会社が契約上の義務に違反した場合に、経営株主個人に連帯責任を課すケースも実務上見られるところ、これは株主有限責任の原則という株式会社制度の基本原則に反するものであって許容するべきではない。
コメント	「株主有限責任の原則という株式会社制度の基本原則に反するものであって許容されるべきではない」という明言されていることの重みを踏まえ、実務慣行の見直しが期待されます。

オ 優先残余財産分配

（ア）総論

定めの内容	発行会社が清算される際に、優先株式を有する投資家が他の株主（特に普通株主）に先立って残余財産の分配を受けることができる旨の株式の内容。M&Aが生じた際にも、保有株式が金銭等の財産に換価されることから、通常、これを会社の清算と同視したうえで、優先残余財産分配に関する規定が財産分配契約等において準用される。
-------	--

交渉における考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・優先残余財産分配の内容を参加型・非参加型のいずれにするかについては、参加型・非参加型の IPO・M&A による Exit の想定シナリオに応じた帰結・留意点、ガバナンスやドラッグ・アロング・ライトの設計等を踏まえ、契約当事者間で交渉され、決定されるべき。 ・現在の投資契約実務においては、参加型を当然の前提としてバリュエーション評価がされ、タームシートの交渉に移るケースも散見されるが、参加型と非参加型ではバリュエーションも異なるはずであるから、このような実務は健全な交渉を阻害するため望ましくない。
-----------	--

(イ) 参加型

定めの内容	優先株主が優先分配される金額を受領後、さらに残余の分配可能額（買収金額）から追加して分配を受け取ることができる方法
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・参加型は、M&A による Exit におけるリターンが優先分配の分だけ非参加型よりも大きくなるため、その他諸条件次第ではあるが、非参加型を定める場合に比べ当該優先株式の株式価値は高くなる。 ・買収価格・時価総額が同じである場合、優先株主にとっては M&A の方が、普通株主にとっては IPO の方がリターンが大きくなるため、Exit 方法に優劣が生じ、その選択について株主間で利害対立が生じる。

(ウ) 非参加型

定めの内容	優先株主が優先分配される金額を受領後、残余の分配可能額（買収金額）があった場合でも、追加して分配を受け取ることができない方法
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・非参加型は、M&A による EXIT におけるリターンが参加型よりも小さくなるため、その他諸条件次第ではあるが、参加型を定める場合に比べ当該優先株式の株式価値は低くなる。 ・買い手から提案される買収金額が小さい場合、非参加型においては一定額までは Exit 評価額が上昇しても優先株主の投資損益が変わらない。したがって、その局面においては、例えば優先株主（VC）が取締役を指名している場合、当該取締役としては、買収価格の引上交渉（＝時間とコストを要し deal break のリスクを伴う交渉）を継続するよりも、早期クロージングに向けたインセンティブを持ちやすく、VC 指名取締役と普通株主間で利益相反が生じることとなる。

(エ) Cap 付参加型の場合

定めの内容	優先株主が優先分配される金額を受領後、さらに残余の分配可能額（買収金額）から追加して分配を受け取ることができるが、分配を受け取ることができる金額に上限を設定する方法
-------	--

留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・Cap 付参加型のリターンは、非参加型よりも大きく、通常の参加型よりも小さくなるため、その他諸条件次第ではあるが、当該優先株式の株式価値も中間的な値になる。優先株主が、Cap を超えるアップサイドの利益を享受するためには、優先株式を普通株式に転換する必要がある。 ・Cap 付参加型は、優先株主に一定のアップサイドを確保しつつ、それを超えて、より大きな会社へと成長を目指すフェーズにおいては、株主間で利害が一致することになる。そのため、優先株主（VC）が取締役を指名している場合でも、普通株主（経営株主）と共通の利益を追求すべく、M&A の交渉に臨むことができる。
-----	--

(オ) コメント

実務上、参加型はかなり定着していると考えられますが、今後は、本ガイドラインを踏まえ、非参加型や Cap 付参加型も選択肢に入れたうえで、投資家とスタートアップが双方の利益の向上を目指して建設的に協議・交渉することが期待されます。

カ 上場に伴う優先株式の転換（取得条項）

定めの内容	上場に伴い発行会社が投資家の保有する種類株式を普通株式に転換することができる旨の株式の内容
上場に伴う優先株式の転換時期について	<ul style="list-style-type: none"> ・日本では、上場申請前後に優先株式を普通株式に転換し上場することが実務として定着しているため、適格 IPO による強制転換条項や IPO ラchette 条項が米国と同様に活用することができない状況にある。 ・上場時ではなく上場申請前後に転換する実務は、上場が中止された場合に、普通株式を転換前の優先株式に戻すための株主総会までのタイムラグが生じることに加えて、優先株主の当事者が転換前の優先株式に戻す処理に協力する契約上の義務を定めるだけでは従前と同一優先株式に戻すことに不確実性が伴う点で、投資家にとってリスクとなる。
方向性	優先株式の転換時期を上場日とする
コメント	本ガイドラインにおいて示されているとおり、東京証券取引所、金融庁、証券会社等の関係者からは、優先株式の転換時期を上場日とすることについて、概ね対応可能であるとの声が寄せられています。引き続き、関係者の声も聞きながら、実務慣行が見直されることが期待されます。

キ Exit 協力義務（上場努力義務等）

定めの内容	・上場時期を設定し、発行会社及び経営株主に対して、当該時期までに上場を行うための努力義務を課す旨の定め（上場努力義務） ・ファンドの期限を明記し、発行会社及び経営株主に対して、当該期限を理由とした株式の売却について協力義務を課す旨の定め等
交渉における考え方	・Exitの可能性は市況を含めた外部的な事情に影響されるため、努力義務として課されることが一般的かつ合理的であり、その意味で主たる目的は、発行会社及び経営株主がVCのファンド期限を認識する点にあると考えられる。 ・M&AやセカンダリーというExitの方法も合理的な選択肢であり、発行会社の成長にとってもその方法が望ましい場合も十分に想定される。 ・Exitには、発行会社及び経営株主はもちろん、投資家の協力も重要なものとして期待されることから、契約の当事者全員が一丸となってExitに向けて協力することが重要である。
方向性	・Exit協力義務を定めない。 ・Exit協力義務を定める場合、Exitの内容として、上場に限定するのではなく、M&A等の選択肢も含めるようにする。
コメント	本ガイドラインにおいても示唆されており、Exit協力義務を定めるか定めないかにかかわらず、発行会社や経営株主がVCのファンド期限を認識するとともに、契約当事者全員が一丸となってExitに向けて協力することが期待されます。

3 おわりに

本ガイドラインが示すように、スタートアップがより高く（大きく）成長するためには、成長に応じてガバナンス体制を構築するとともに、ガバナンス体制の変化に応じて投資契約の内容をアップデートすることが肝要です。今後はより一層本ガイドラインが実務に定着し、スタートアップと投資家の双方が、本ガイドラインの内容を意識しながら、双方の利益向上を目的として、建設的な協議・交渉を行うことが強く期待されます。

（注）

- 1 設立10年以内で企業価値10億ドル以上の企業
- 2 https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/startup_investment_agreement_guidelines/startup_investment_agreement_guidelines.html
- 3 本ガイドライン5～12頁
- 4 本ガイドライン13～38頁
- 5 IPO時の公開価格等が一定の金額以上であること（「適格IPO」等ということがある）をトリガーとした取得条項
- 6 IPO時の公開価格等が投資時に設定した目標金額よりも低い場合に、普通株式に転換する転換価額を調整する旨の定め

堂島国際部門だより

中国不正競争防止法の主要改正点と日系企業への実務的影響



弁護士 王 宣麟

1 はじめに

2025年6月27日、中国の全国人民代表大会常務委員会において改正「中華人民共和国不正競争防止法」（以下「不競法」といいます。）が可決され、同年10月15日から施行がされました。この改正は、中国におけるデジタル経済の急速な発展を背景に行われたものであり、現代のビジネス環境に即した競争ルールを確立するための重要な一歩といえるでしょう。改正不競法は、商業上の混同行為や商業賄賂といった従来の不正競争行為に対する規制を強化すると同時に、ネットワーク上の不正競争行為や大企業による優越的地位の濫用など、新たな規制を追加しています。特に注目すべきは、中国国外で行われた行為にも適用される「域外適用」規定の新設であり、これはグローバルに事業展開する企業にとって大きな影響を及ぼす可能性があります。本改正は、日系企業にとって新たなコンプライアンス上の課題を提起する一方で、中国市場における競争戦略を再評価する機会ともなり得ます。本稿では、これらの改正点を実務に与える影響を分析し、ポイントに絞って日系企業の対応策をご説明させていただきます。

2 主要な改正点の概観

(1) 域外適用規定の新設（第40条）

不競法で最も注目される点の一つが、不競法第40条で新設された域外適用規定です。これにより、中国市場に影響を与えるグローバルな事業活動が、中国当局の直接的な監督下に置かれる可能性が生まれました。改正不競法のもと、域外適用が成立するには、以下の3要件をすべて満たす必要があります。

- ① 行為実施地：行為が中国国外（日本等）で実行
- ② 行為の性質：中国不競法に定める「不正競争行為」（賄賂、営業秘密侵害等）に該当
- ③ 結果発生地：中国国内の市場競争秩序を乱し、かつ、国内の事業者または消費者の合法的權益を侵害
従来から中国の裁判所（最高人民法院）は、民事訴訟において「権利侵害の結果発生地」が中国国内であれば管轄権を

有するという解釈を示していました。今回の改正は、この司法実務を行政法規（不競法）として明文化し、行政当局による取り締まりの法的根拠を明確にしたものです。また、インターネットや越境 EC の発展により、海外サーバー上の行為や海外 SNS での宣伝が中国国内に直接影響を与えるケースが増えており、これに対応する狙いがあるとも言われています。

(2) 商業賄賂規制の拡大と厳格化（第 8 条、第 24 条）

商業賄賂に関する規制も大幅に強化されました。特に重要な変更点は、不競法第 8 条 2 項により、賄賂の「収受」行為が全国レベルの法律で再び明確に禁止されたことです。1993 年の制定当初は収賄行為も規制対象でしたが、その後の改正で削除されていました。もっとも、上海市や浙江省など一部の地方条例では収賄行為を規制する規定が存在しており、今回の改正は、こうした地方レベルでの規制動向を全国レベルの法律で統一し、強化するものと言えます。さらに、罰金額の上限が 500 万円に引き上げられる等して罰則も厳格化されています。特に不競法第 24 条に基づき、従来の事業者だけでなく、贈賄を行った事業者の法定代表者、主要責任者及び直接責任者が贈賄の実施に対して個人的責任を負う場合や、賄賂を収受した個人も直接の処罰対象となる可能性が明記されました。これにより、個人の責任がより厳しく問われることになり、コンプライアンス体制の見直しが必要となります。

(3) ネットワーク不正競争行為に関する規制強化（第 13 条）

不競法第 13 条では、新たに以下の 2 つのネットワーク不正競争行為が明確に禁止されました。

- ・ ネットワーク製品・サービスの妨害行為：データやアルゴリズム、技術的手段を用いて、他者のサービスの正常な運行を妨げる行為（不競法第 13 条第 2 項）。
- ・ 不当なデータ取得・使用行為：詐欺や脅迫、あるいは技術的な保護措置を回避・破壊するといった不当な手段を用いて、他者が合法的に保有するデータを取得または使用する行為（同条第 3 項）。
- ・ プラットフォーム規則の濫用行為：アルゴリズムやプラットフォームの規則等を濫用し、直接または他者に指示して、虚偽の取引や虚偽の評価、悪意のある返品などを行う行為（同条第 4 項）。

後者について、日本の場合は、例えば Google map に競合店の低評価レビューを投稿した場合、名誉棄損等を理由に削除請求等かけるのが一般的ですが、中国の場合は、同規定により、こうした行為は明確に不競法違反となされた点が大きな違いになったと考えられます。これまでも包括的な規定（現行法 12 条 2 項 4 号）に基づいて取り締まられるケースがありましたが、今回の改正で明確な法的根拠と具体的な定義が与えられました。これにより、当局による法執行が、従来よりも増加することが予想されます。

(4) 大企業等による優越的地位の濫用規制の新設（第 15 条）

不競法第 15 条では、大企業等による優越的地位の濫用に関する新たな規制が導入されました。具体的には、資本、技術、販売チャネル等の優越的な地位を利用して、取引相手である中小企業に対し、以下のような行為を行うことが禁止されます。

- ・ 明らかに不合理な支払期限・方法・条件等を要求すること
- ・ 商品、工事、サービス等に係る代金の支払いを遅延させること

この規制の重要な点は、独占禁止法とは異なり、行為が「市場競争秩序を乱す」という結果要件を必要としないことです。すなわち、大企業が優越的地位を濫用して中小企業に不合理な条件を課した時点で、規制が適用される可能性がある点に十分な注意が必要です。自社が「大企業」に該当するのか、もしくは取引の相手方が「大企業」に該当するのにより対応は分かれますが、既存ないしこれから新たに締結する契約中に、不競法や「中小企業への代金支払保障条例」（2025 年改正）²などの中小企業を保護する法制度に違反していないのか、例えば、支払いのタームが法規制に照らして不当に長いものになっていないか等を再度確認する必要があります。

(5) その他の重要改正点

上記以外にも、実務上重要な改正が以下のとおり複数行われています。

- ・ 商業上の混同行為の類型追加と幫助行為の禁止（第 7 条）：他人の登録商標等を検索キーワードとして設定する行為などが混同行為の例として追加されました。さらに、他人による混同行為の実施を幫助することも明確に禁止されました（例えば、倉庫保管、輸送、郵送、印刷、隠匿、経営場所等の便宜の提供などがこれに該当するものと思われる）。
- ・ 監督検査部門による面談制度の確立（第 18 条）：不正競争防止法違反の疑いがある事業者に対し、監督検査部門がその責任者と面談できる制度が法的に確立されました。
- ・ 虚偽宣伝・商業誹謗等の禁止行為の類型追加と罰則強化（第 9 条～11 条など）：虚偽宣伝、不当な景品付き販売、商業上の誹謗中傷といった従来の不正競争行為についても、禁止される行為の類型が追加され、関連する罰則が強化されました。

3 日系企業への実務的影響と取るべきコンプライアンス対策

(1) 実務的な影響

今回の法改正、特に域外適用規定の新設は、日系企業に新たなコンプライアンス上の課題を突き付けることとなります。日本本社や他国拠点での活動であっても、以下のケースは不競法の適用対象となる可能性があります。

- ・日本国内向けの発信（SNS、ウェブサイト）であっても、中国の消費者がアクセス可能で、内容が「虚偽宣伝」や中国競合他社への「誹謗中傷」とみなされる場合。
- ・第三国（東南アジア等）での取引であっても、それが中国市場での競争優位を得るための利益供与とみなされる場合。
- ・国外のプラットフォームが、中国国内の出店者に不当な取引条件（不当廉売の強要等）を課す場合。

もちろん、中国当局からの証拠収集や送達といった課題は残されているため、執行力という意味では中国外の法人に直ちに大きな影響はないかもしれませんが、少なくとも法改正により適用が中国国外にも明示的に拡大された、という点は留意しておく必要があります。

(2) コンプライアンス対策

これらのリスクに対応するため、日系企業は以下の対策を講じることが推奨されます。

- ・中国の消費者からアクセス可能なウェブサイトやSNSアカウントにおける表示については、中国の消費者に誤解を与えないよう、事前審査・管理を強化する。
- ・自社の製品デザインやマーケティング活動が、中国国内企業の権利を侵害する「混同行為」や「営業秘密侵害」に該当しないか、グローバルな視点から再点検する。
- ・域外適用の行政執行は新しい試みであるため、現地法律専門家を通じて当局の具体的な運用方針（どの程度の「影響」で摘発されるか等）を継続的に確認する。

中国では、こうした法改正による影響が直ちに出ることは多くはなく、まずは「様子見」をするのがどの企業も基本スタンスになっていますが、少なくとも他の企業と足並みはそろえておく必要があり、情報収集をしながら、できる範囲で管理体制を見直したり、広告や宣伝でも上記の点に留意して「目立たない」ことが肝要だと思われます。

4 結論

商業賄賂やネットワーク不正競争に関する規制強化は、企業活動に直接的な影響を与えるものであり、また、新たに導入された域外適用条項は、中国の市場競争に関する法執行の地理的範囲を大きく広げ、グローバル企業に新たなコンプライアンス上の課題をもたらします。日系企業は、今回の法改正を単なるコンプライアンス負担の増加と捉えるべきではなく、むしろ、これを機に自社のグローバル管理体制を見直し、リスクの事前防止の体制を構築する好機と捉えるべきでしょう。法改正の動向を積極的に注視し、管理水準を向上させることで、予測不能な法的リスクを低減し、中国市場でも安定的かつ持続的な成長を実現することができるものと考えます。

(注)

1 反不正当竞争法 (2025. 6. 27 公布、同年 10. 15 施行)

https://www.spp.gov.cn/spp/fl/202506/t20250627_699862.shtml

2 「保障中小企业款项支付条例」(2025. 3. 17 改正、同年 6. 1. 施行)

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202503/content_7015405.htm

日本でいう「下請法」に類似する内容が含まれており、2025年に中小企業を保護するべく大幅な改正が行われたことにも併せて注意しておく必要があります。

TOPIC 危機管理

他社の不祥事調査報告書を教材としたコンプライアンス研修のすすめ



弁護士 横瀬 大輝

1 はじめに

現在、上場企業等で重大な不祥事が発生した際、弁護士等の外部専門家で構成される第三者委員会や特別調査委員会が設置され、その調査報告書が公表されることが多くあります。これらの調査報告書は、会計不正、品質不正、横領、ハラスメントなど様々な不正類型に関するものがあり、また、業種としても、メーカー、金融、広告、病院など様々な業種に関するものがあります。調査報告書には、不正に関する手口に加え、組織の内部統制やガバナンスがどこで機能不全を起こしたのかという深い分析が含まれています。

本稿では、こういった調査報告書をコンプライアンス研修の教材として活用することで、研修受講者に“自分ごと”として捉えてもらうアプローチについて解説します。

2 コンプライアンス研修の進め方

公表されている調査報告書は、一般に、短くても数十ページ、長ければ数百ページにも及ぶものが多いので、日常業務で多忙な研修受講者が全て熟読するというのは現実的ではありません。そこで、研修講師にて、報告書に基づいて、不正行為の手口、発生した背景や根本的な原因を整理した上で、研修受講者に解説・情報提供します。この際、「不正のトライアングル（動機・機会・正当化）」や、「3線ディフェンス」など

の観点から、どこに原因・不備があったのかという枠組みで分析を行うのが有用です。

講師が整理した情報を踏まえて、研修受講者において、自ら、自社と同様の不正行為をすることができる状況と同様の不正の温床となり得る背景・課題があるか、自社の組織風土に似たような懸念点・問題点があるかを考えてもらいます。研修受講者自ら、自社のリスクを洗い出してもらいます。

そのうえで、洗い出したリスクに対して、どのように改善をするのがよいかを研修受講者に考えてもらいます。ここでは、調査報告書で提言されている再発防止策が参考になりますし、実際に企業が導入した再発防止策が公表されていることもありますので、これも参考になります。

このように研修受講者には、自社に引き付けた上でのリスクの洗い出しや改善策を自らの頭で考えてもらいます。検討結果は1人ずつ発表してもらい、その検討結果を踏まえてグループディスカッションをするのもよいといえます。

このように、他社の調査報告書という「生きた教材」を反面教師にしたうえで、研修受講者には“自分ごと”として捉えてもらうことで、一人ひとりの意識と行動を変えることにつながるといえます。

3 対象となる調査報告書のリサーチ方法

たとえば、インターネットで「循環取引 調査報告書」、「キッ

クバック 調査報告書」などで検索すれば、様々な会社の調査報告書がヒットします。

また、「第三者委員会ドットコム」¹という、国内の第三者委員会等の報告書を網羅的に集約・公表しているポータルサイトを利用するのも便利です。

特に「第三者委員会報告書格付け委員会」²が高評価の格付けをした報告書や、「優れた調査報告書」として表彰されている報告書は、不正の手口に加え、それが発生した原因・背景についても詳細な分析がなされていますので、教材として適しているといえます。

これらのリサーチを通じて、自社と同じ業種や、自社でも同様の手口で不正が起きる可能性のある種類の調査報告書を探し出して、教材に使うのがよいでしょう。

4 さいごに

不祥事の防止は、単にルールを厳格化するだけでは不十分です。他社の失敗を対岸の火事とせず、自社の課題として真摯に向き合い、改善に向けた検討・対話を重ねること。このプロセス自体が、組織の自浄作用を高め、強固なコンプライアンス体制・ガバナンス体制を築くことにつながるといえます。

(注)

1 <http://www.daisanshainkai.com/>

2 <https://www.rating-tpcr.net/>

堂島法律事務所ウェビナー

第28回 インコタームズの概説

講師：弁護士 下村美沙

開催日時：2026年3月19日（木）15時00分～15時30分

インコタームズとは、パリに本部を置く国際商業会議所（ICC）が規定する貿易条件であり、国際貿易実務において世界中で広く使用されています。そこで、今回は、インコタームズの基本的事項について解説いたします。これから国際取引に携わる皆様には入門として、すでに国際取引のご経験のある皆様にはおさらいとして、ご視聴いただければ幸いです。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_5n3xJicsRBOE1LH8F5b24g



近時の実務話題&裁判例レビュー

弁護士 大川 治



1月14日、日本取引所自主規制法人、内部統制強化・不祥事予防に向けたハンドブックを公表

2026年1月14日、日本取引所自主規制法人より実務ハンドブック「内部統制強化・不祥事予防に向けたハンドブック－体系化した再発防止策から学ぶ着眼点－（2026年1月）」¹が公表されました。

冒頭の同法人理事長からのメッセージにあるように、本ハンドブックは上場会社における不祥事の未然防止や内部統制の高度化に向けた実務上の指針を示すもので、上場会社各社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すること、ひいては我が国経済の発展に寄与することを目指して作成されています。

本ハンドブックの最大の特徴は、不祥事が発生した各社が策定した「再発防止策」を体系化（不祥事が発生した原因や、その目的ごとに分類）のうえ整理している点にあります。

本ハンドブックは、不祥事が現に発生していない会社においては自社の内部統制を定期的に見直す着眼点として掲載された不祥事の発生原因及びこれに対する再発防止策を参照すること、不祥事が発生した会社においては再発防止策策定の際に掲載内容を参考にすることを活用方法として想定しています。

本ハンドブックが分類する不祥事の発生原因は以下のとおりです。

1. コンプライアンス意識の欠如
2. 会計知識等の欠如・不足
3. 業務プロセス上の不備
4. 適時開示体制の不備
5. 不適切な予算策定・予算管理プロセス
6. 特定の人物への権限集中
7. 管理部門の脆弱性
8. 取締役会の形骸化・監督機能の不備・不十分な発揮／取締役間相互の監視・けん制機能の不備・不十分な発揮
9. 監査役会・監査等委員会・監査委員会による監査機能の

不備・不十分な発揮

10. 内部監査の実効性欠如、体制の不備、機能の不備・不十分な発揮
11. 会計監査人とのコミュニケーション不全
12. 内部通報制度の形骸化・不備
13. グループ会社の管理体制の不備、管理機能の不備・不十分な発揮
14. その他

例えばこのうち「7. 管理部門の脆弱性」では、問題の例として、経営資源の配分に責任・権限を持つ経営陣において、内部統制に関する知見が乏しく、管理部門に経営資源を配分する必要性・重要性が十分に理解されていないことが、管理部門の脆弱化に繋がっている事案や、管理部門は業務執行部門を支援する部門という意識が強く、けん制機能を担っている意識が希薄な事案が挙げられています。再発防止策としては、管理部門を強化する組織、予算、人員配置の変更や、業務プロセス及び規程の見直し等が具体例として紹介されています。

当事務所も不祥事対応や不祥事を防ぐ体制整備（内部通報制度の構築運用支援を含みます）について、専門性の高い所属弁護士とともに取り組んでいるところですが、本ハンドブックは企業だけでなく、それを支える外部専門家にとっても有用な資料といえるでしょう。

（注）

1 <https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/handbook/index.html>

個人情報保護委員会、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する「制度改訂方針」の公表

個人情報保護委員会は、令和8年(2026年)1月9日付で、いわゆる3年ごと見直し¹に基づき、現行法の運用課題や社会情勢の変化に対応するための具体的な改訂の方向性を示す「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改訂方針」を公表しました²。

本改訂方針は、これまでの議論を踏まえ、「適正なデータ利活用の推進」「リスクに適切に対応した規律」「不適正利用等の防止」「規律遵守の実効性確保のための規律」という4項目の改訂方針のほか、漏えい等報告の合理化等について議論を続けることを明らかにしたものです。

このうち、適正なデータ利活用の推進としては、個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意を不要とすることや、目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について、取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合は本人同意を不要とするといった、データ利活用を行いやすくするための改訂方針が述べられています。

また、リスクに適切に対応した規律として、①16歳未満の者が本人である場合、同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化し、当該本人の保有個人情報の利用停止等請求の要件を緩和するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設ける②漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和するといった改訂方針が述べられています。

以上のような改訂点は、個人情報取扱事業者の個人情報取扱実務に直接影響を及ぼすものです。

さらに、課徴金制度の導入も予定されています。経済的誘因のある、大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずるというものです。

個人情報取扱事業者にとって個人情報保護法の改訂対応は必須です。また、必要と思われる業務フローの改訂に前倒しで取り組むことや、改訂によって生まれるかもしれないビジネスチャンスを逃さないようにするためにも、改訂内容についてはなるべく早く把握しておくことが望ましいです。当事務所も日常的にクライアントの個人情報保護法対応を支援しており、今後も改訂の動きをフォローしていきたいと思っております。

(注)

1 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)附則10条が「政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と定めているもの

2 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-1_seidokaiseihousin.pdf

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

 : 06-6201-4456 (大阪) 03-6272-6847 (東京)

 : newsletter@dojima.gr.jp

 : www.dojima.gr.jp